明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正する件（国土交通七四四）　一

〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　六
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
地方職員共済組合役員の異動、日本弁護士連合会懲戒の処分、企業年金基金設立関係　三
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三